

参考資料

入学者選抜状況

- ①志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移
- ②入学者数の推移（社会人経験者）
- ③入学者数の推移（非法学部出身者）

修了認定状況

- ④標準修業年限修了者数・修了率の推移
- ⑤進級率の推移（未修 1 年次から 2 年次への進級率）

司法試験合格状況

- ⑥司法試験合格率のこれまでの推移
- ⑦司法試験合格者数のこれまでの推移
- ⑧司法試験合格率の推移（単年度）（未修／既修、法学部／非法学部別）
- ⑨司法試験合格率の推移（修了直後）（未修／既修別）
- ⑩司法試験累積合格率（未修／既修別）

未修者教育の充実

- ⑪法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯
- ⑫法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（未修者教育の改善充実に資する取組）

ICT を活用した法学教育

- ⑬法科大学院における I C T 活用 関連条文
- ⑭法科大学院における I C T（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果
＜概要＞
- ⑮法科大学院における ICT の活用状況 令和 2 年度法科大学院関係状況調査より

補助教員による学修支援

- ⑯補助教員による学修支援 令和 2 年度法科大学院関係状況調査より
- ⑰補助教員による学修支援（好事例）

長期履修制度

- ⑱長期履修制度 令和2年度法科大学院関係状況調査より
- ⑲各大学の長期履修制度の取組例

入学前の学修機会の提供

- ⑳法学未修者の履修登録単位数の上限 令和2年度法科大学院関係状況調査より

共通到達度確認試験

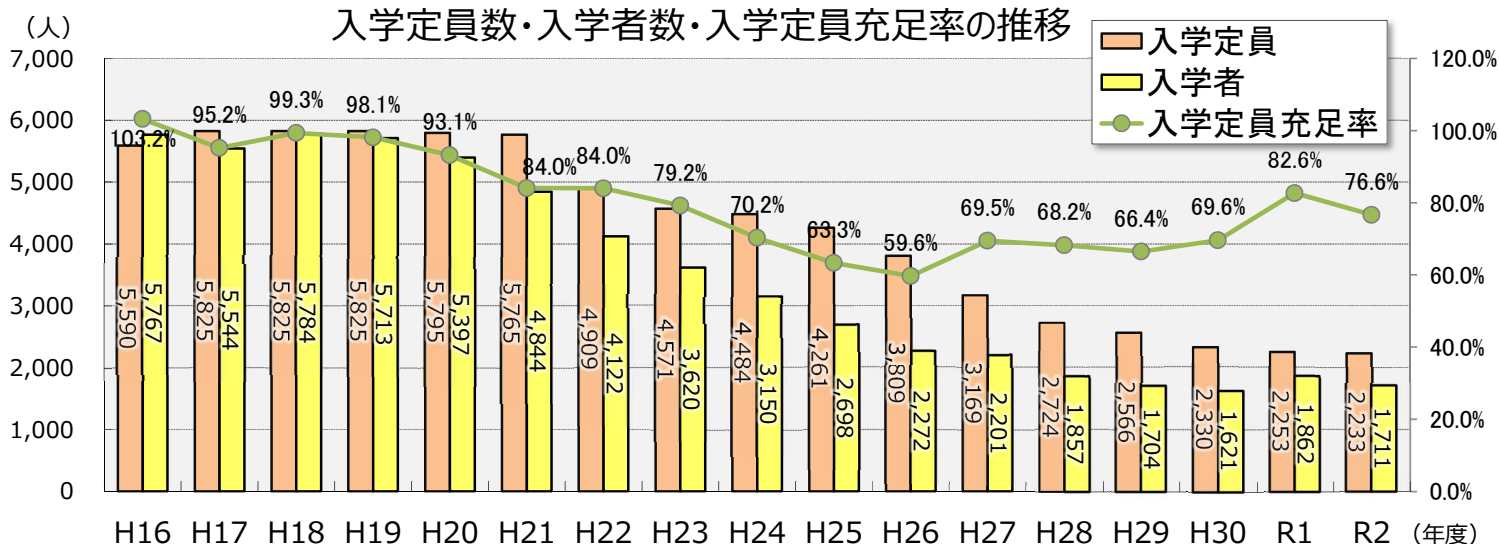
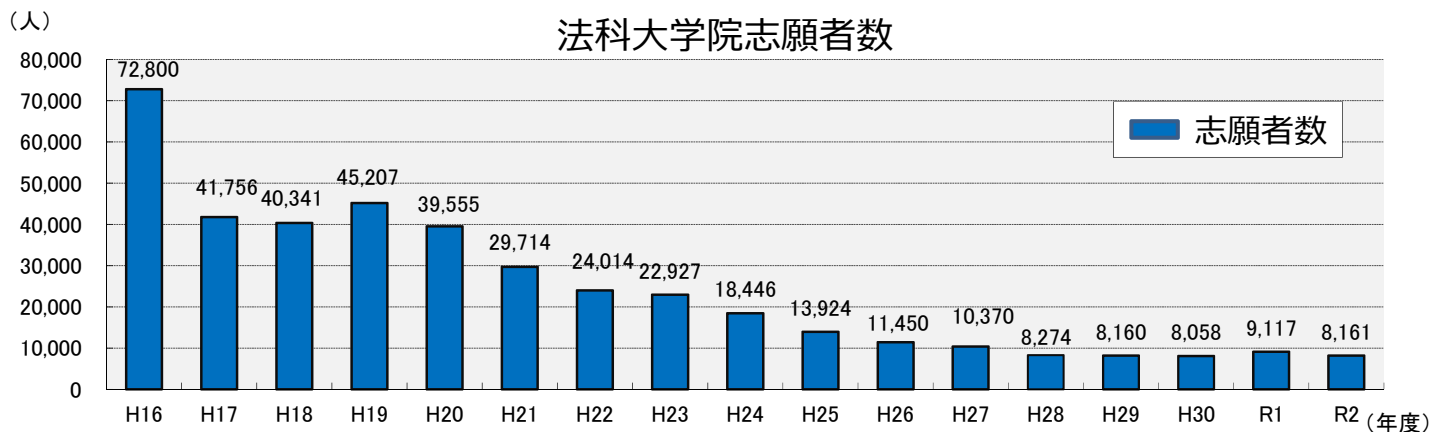
- ㉑共通到達度確認試験
- ㉒共通到達度確認試験試行試験結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析
- ㉓共通到達度確認試験の活用について

法科大学院修了生のキャリアパス

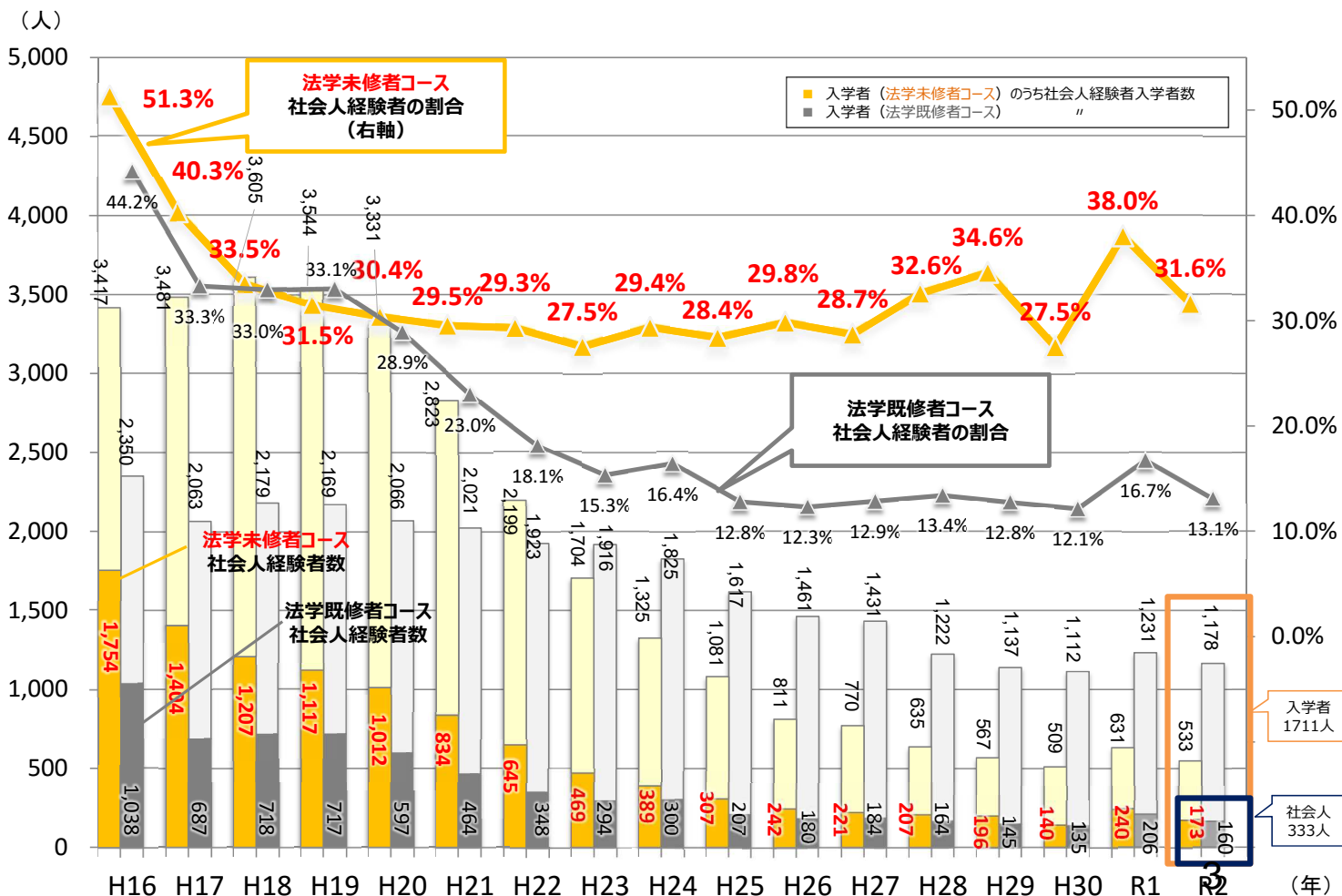
- ㉔法科大学院修了生の進路
- ㉕修了生の就業先業種
- ㉖法務担当者の採用（配置）の方針（過去の調査との比較）

付属資料

- ㉗第10期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 審議経過
- ㉘第10期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 委員名簿

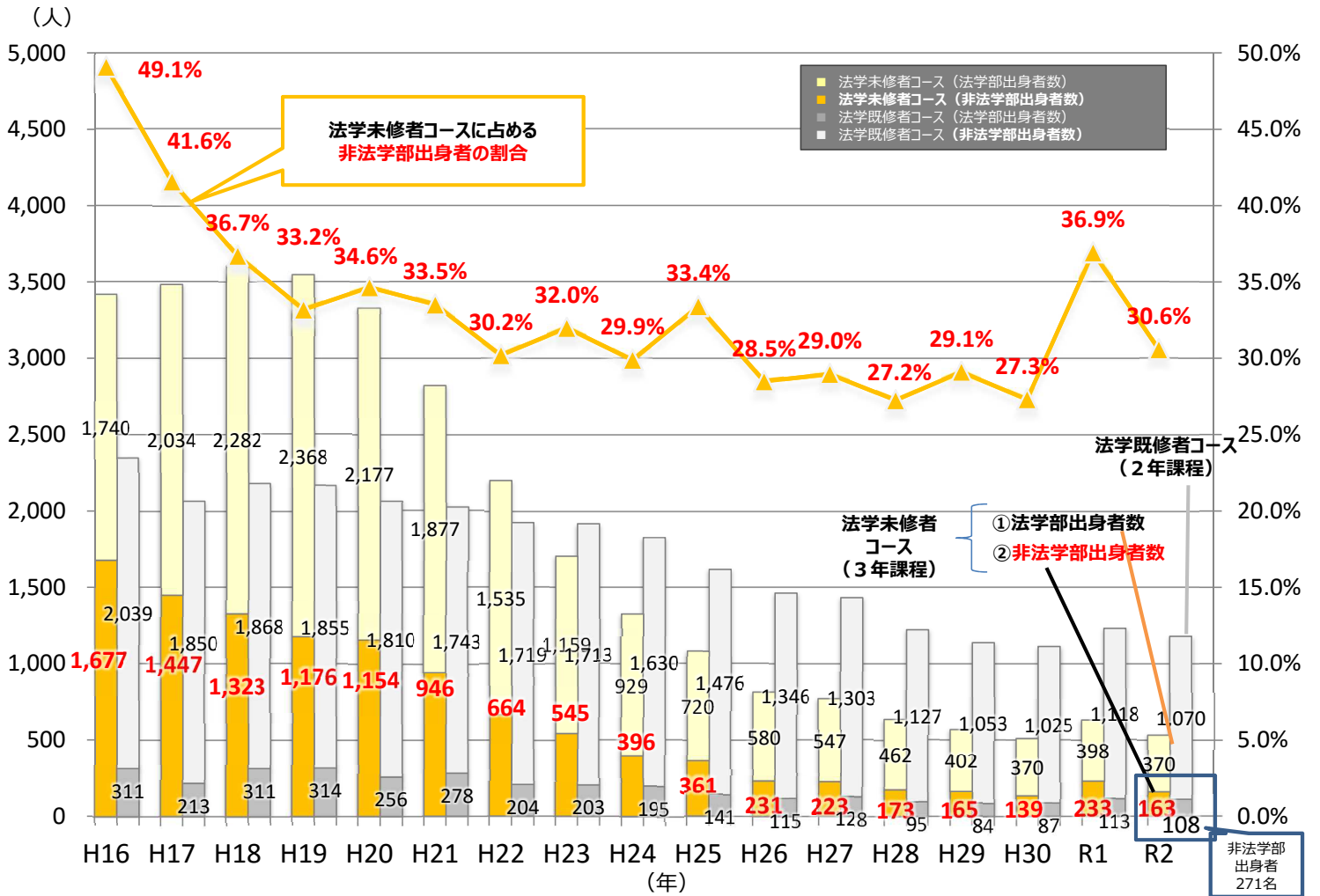


入学者数の推移 (社会人経験者)



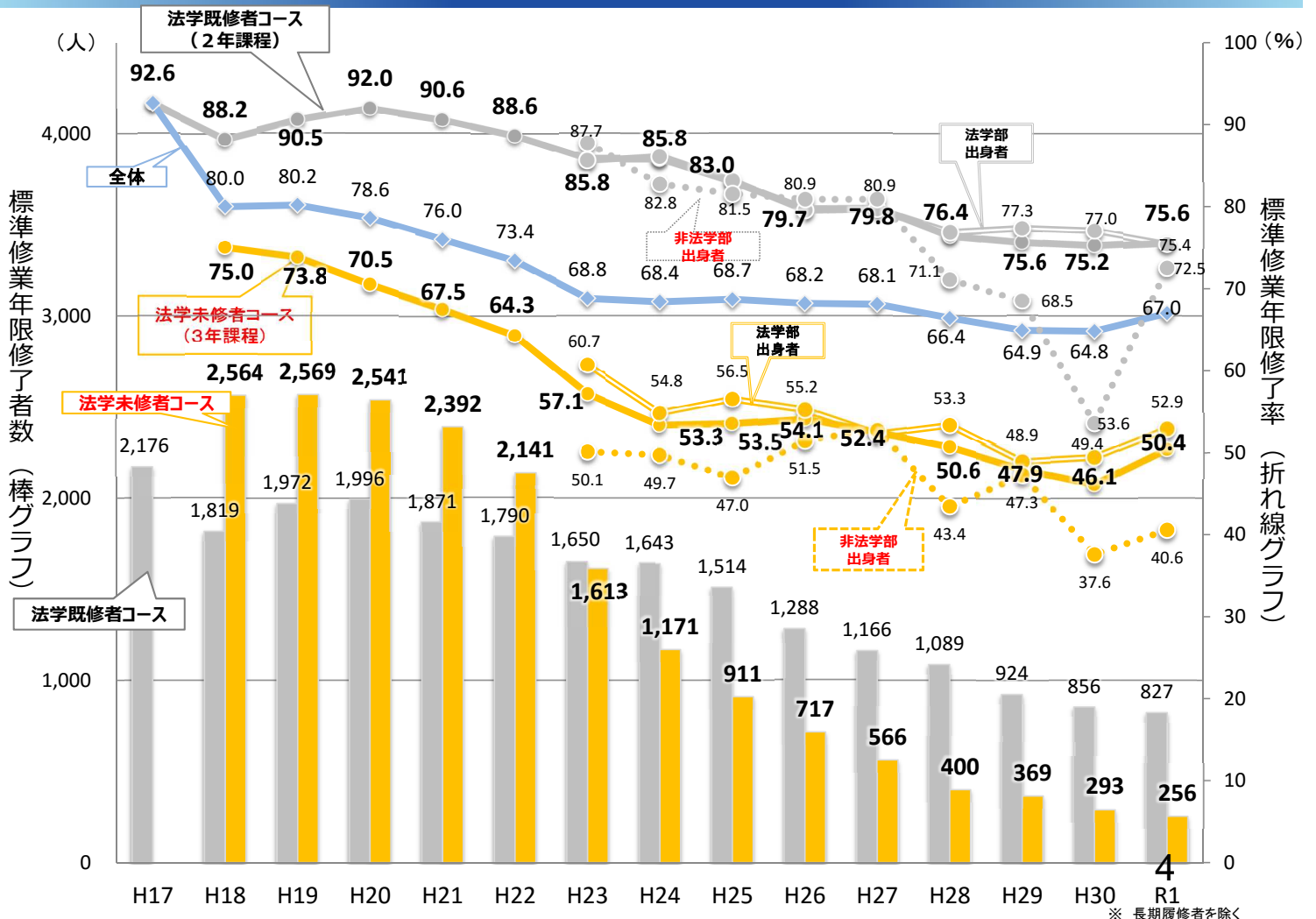
入学者数の推移 (非法学部出身者関係)

③



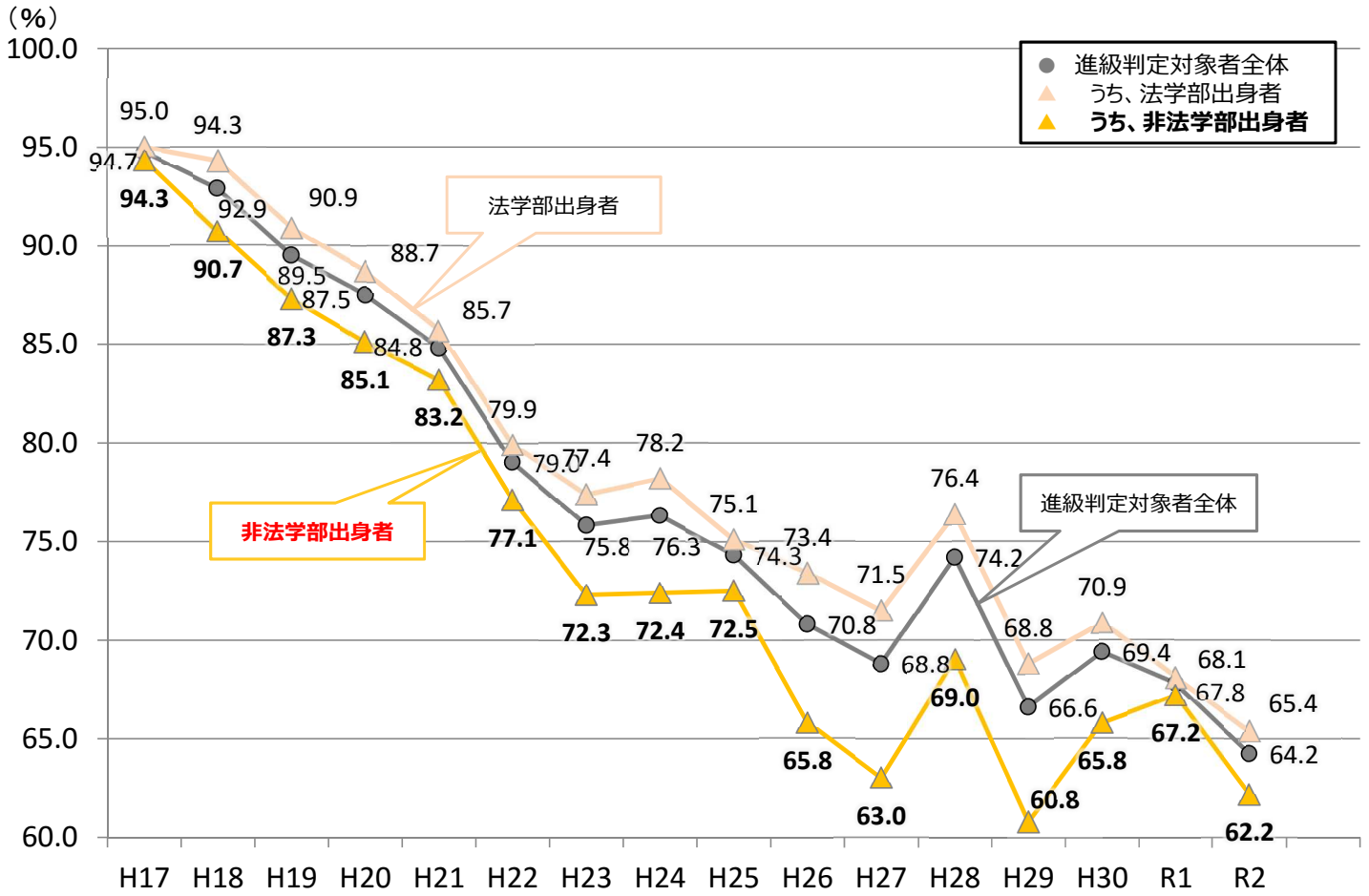
標準修業年限修了者数・修了率の推移

④



進級率の推移 (未修1年次から2年次への進級率)

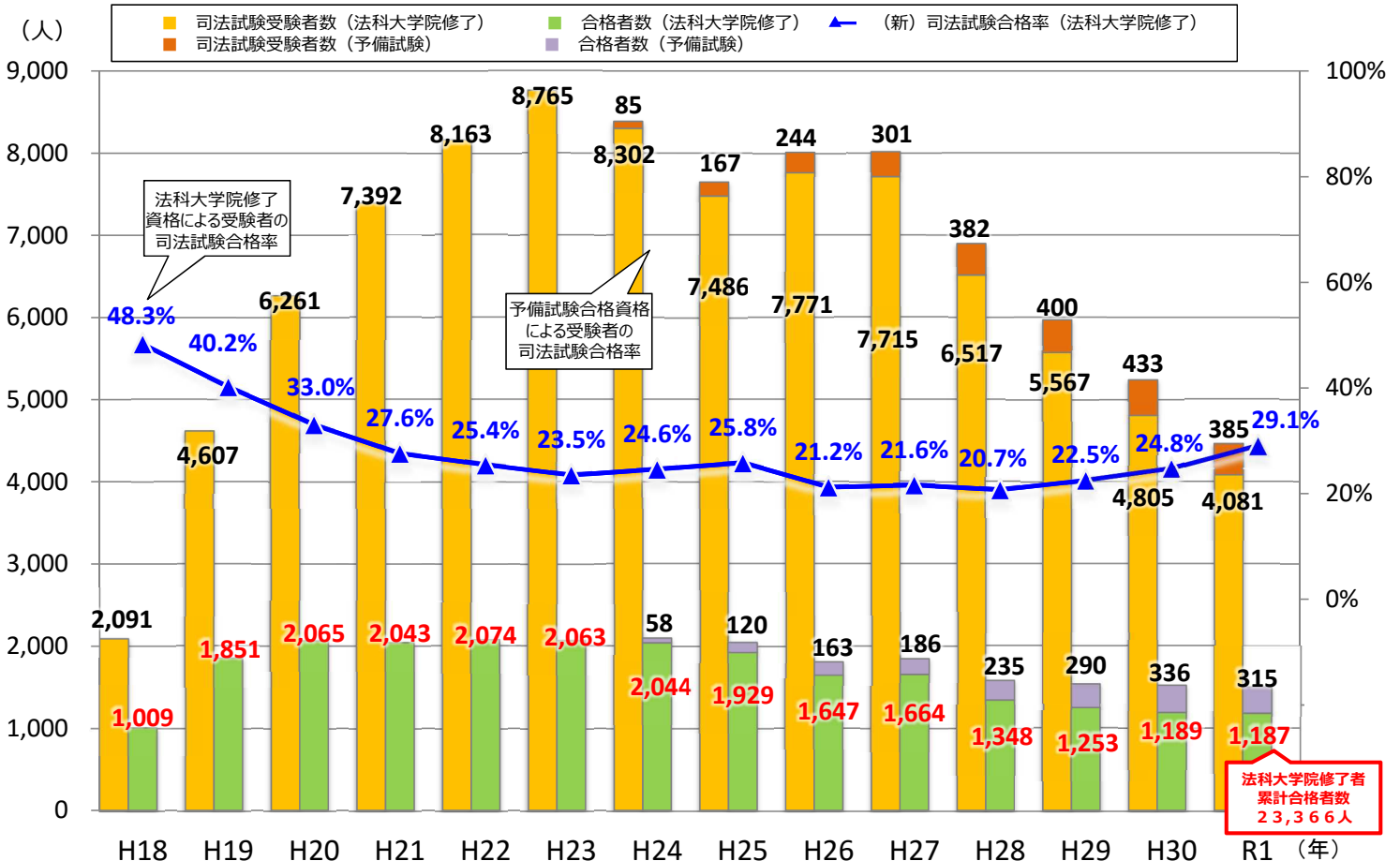
⑤



※ 長期履修者を除く

司法試験合格率のこれまでの推移

⑥

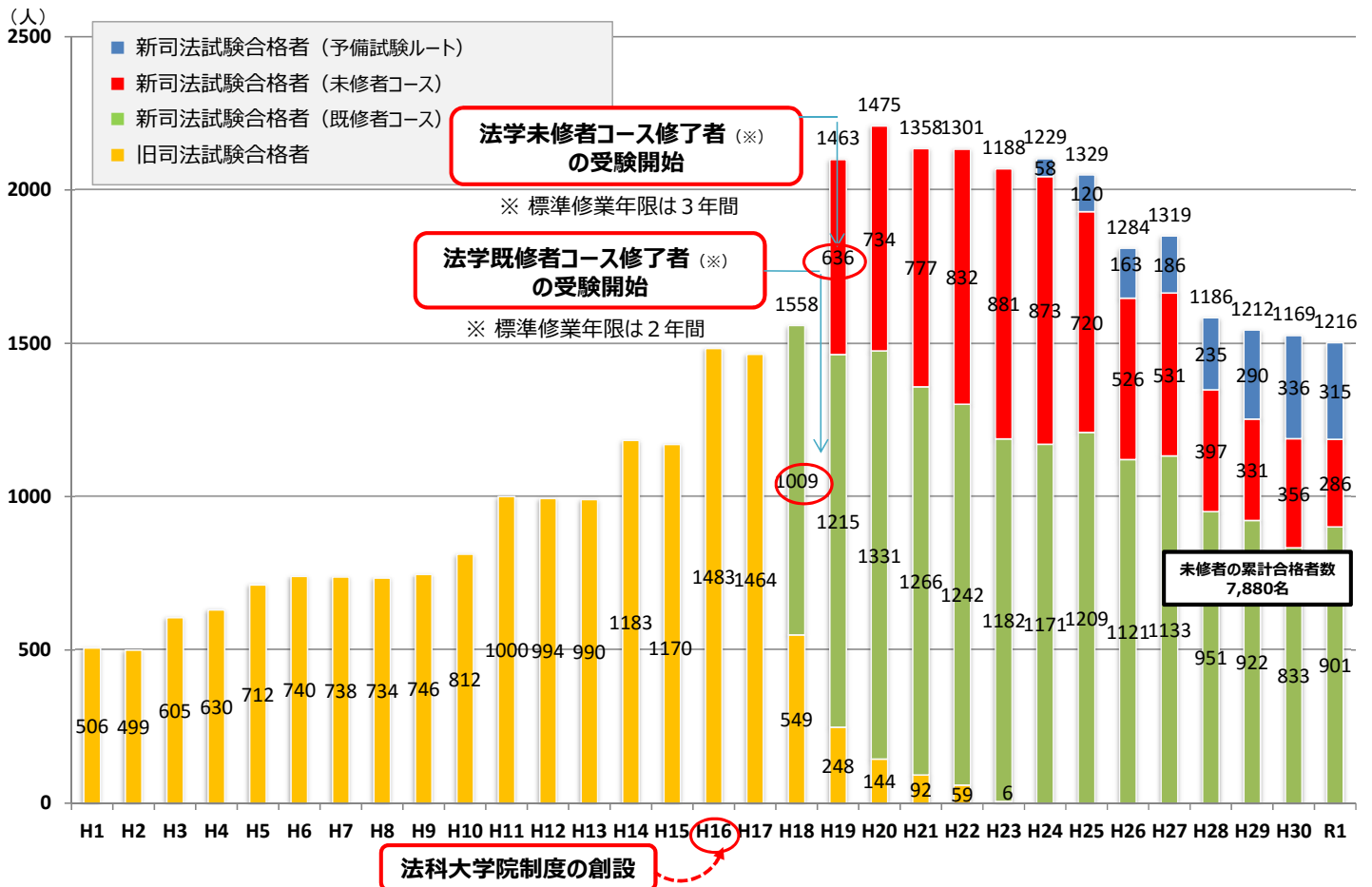


法科大学院修了者
累計合格者数
23,366人

※平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

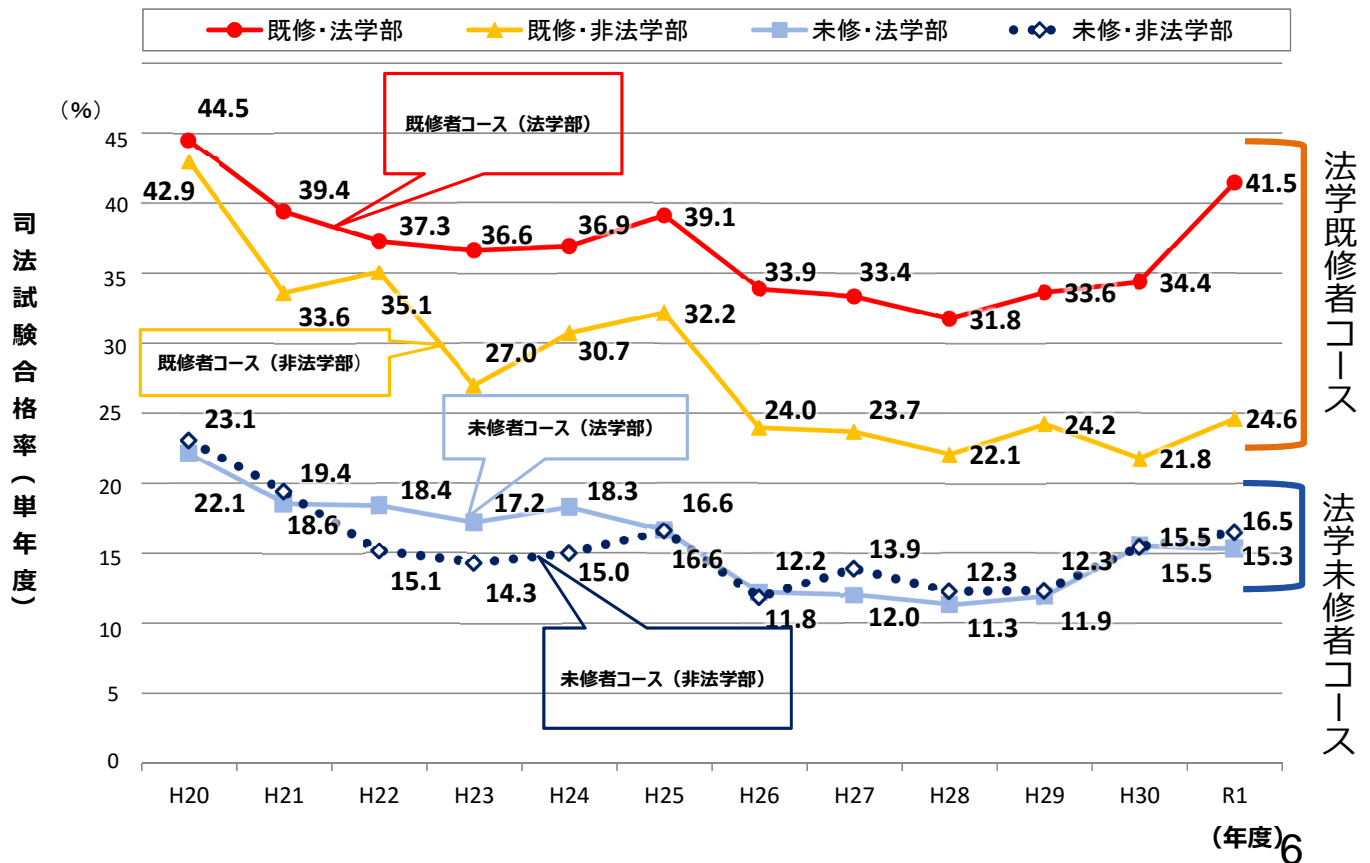
【令和元年試験の結果：29.1%】 5

法学既修者：40.01% 法学未修者：15.64%

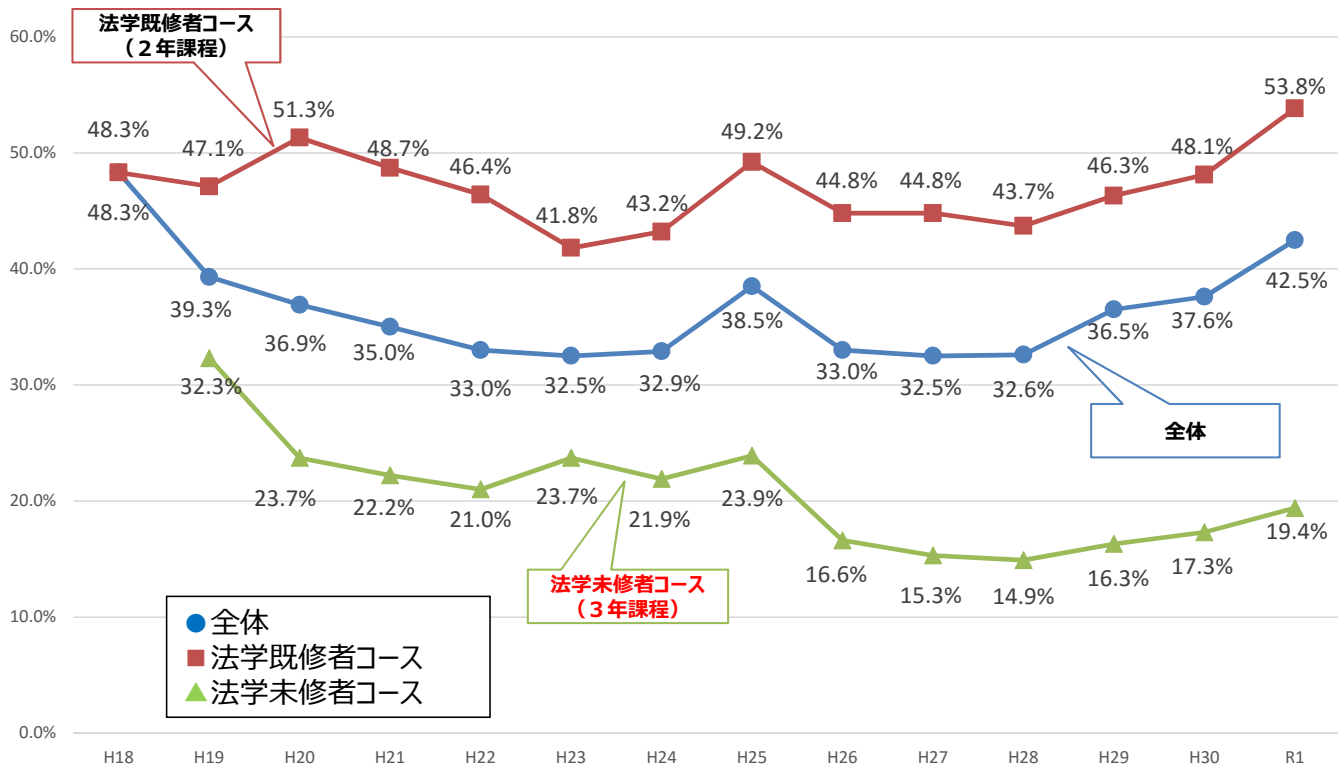


司法試験合格率の推移 (単年度) (未修/既修、法学部/非法学部別)

法学既修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者の間に大きな開きがある。
 一方、法学未修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者とでほとんど差がない。



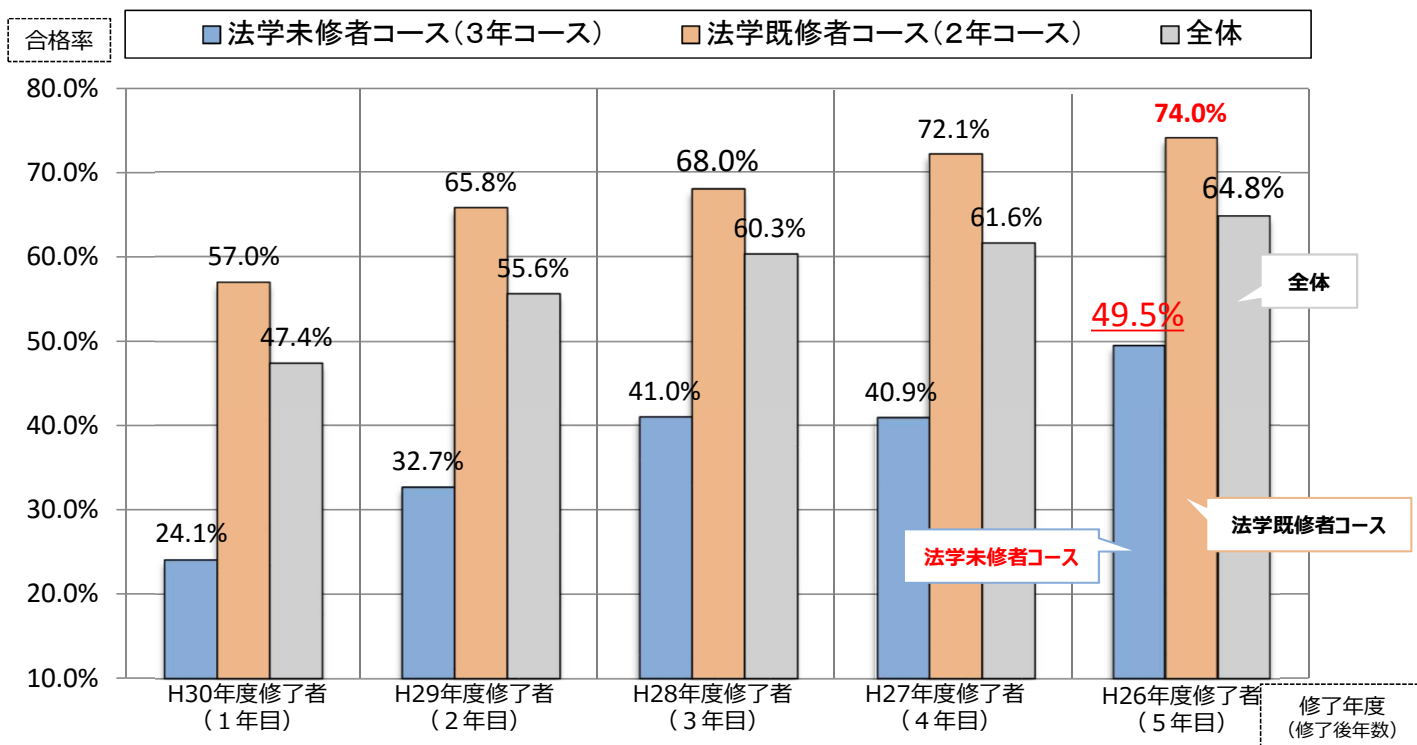
法学未修者コース修了者の合格率は、当初は低下傾向であったが、近年は上昇傾向。しかしながら、依然として法学既修者コース修了者の合格率の半分以下にとどまる。



(文部科学省調べ)

司法試験累積合格率（未修/既修別）

○全体の累積合格率は政府目標である7割にわずかに達していない。
 ○法学既修者コース修了者は修了後3年目で約7割が合格しているのに対し、
法学未修者コース修了者の合格率は5年累積でも5割に満たない。



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、令和元年司法試験までのデータを用いて算出している。(令和2年3月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験受験者数を用いて算出している。

	中教審等における提言の主なポイント	関連施策
H16		
H17		
H18		
H19		
H20		
H21	<p>「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実をもとより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。 	
H22		<ul style="list-style-type: none"> ・1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした(省令・通知) <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 法律基本科目の配当科目数が増加 ・成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 標準修了年限での修了率が低下
H23		
H24	<p>「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進 ・入学前に法的知識・考え方を学べるようにするための取組等の促進 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要。 	<p>「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(平成24年11月30日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの導入を提言 ・未修者教育に関する優れた取組をまとめた事例集を作成
H25	<p>「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月22日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。 	
H26	<p>「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26年10月9日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底することが必要。 	<p>「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号、平成26年8月11日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。 ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。 <p>共通到達度確認試験の試行開始(～平成30年度)</p>
H27		法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを開始
H28	<p>「統一適性試験の在り方について(提言)」(平成28年9月26日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。 	<p>「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会)を作成</p>
H29		
H30	<p>「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院等特別委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用の促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。 	<p>「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(平成30年文部科学省告示第66号)</p> <p>⇒法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除</p> <p>法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者(以下「法学未修者等」という。)の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除すること。(第三条関係)</p> <p>法科大学院全国統一適性試験の任意化(不実施)</p>
R1 (H31)		<p>法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化

2018年10月～2019年9月の各法科大学院の特色ある取組のうち、法学未修者教育の改善充実に資すると評価されている取組。

大学名	取組
筑波大学	・若手弁護士チューターによる個別指導型ゼミの充実
早稲田大学	・AA(アカデミック・アドバイザー)によるパートナー制度、入門導入講義等の実施による就学前準備や課外講座の充実など、未修者サポート体制の再構築
一橋大学	・個別連絡やFD会議の場を通じて1年次必修科目の授業担当教員間による情報共有 ・予習課題の出し方の工夫や授業で扱った内容のダイジェストを授業後に復習用材料として配布
京都大学	・未修者枠合格者を対象とした入学前授業見学会の実施
神戸大学	・法学未修者の教育・学習支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供

法科大学院におけるICT活用 関連条文

⑬

○専門職大学院設置基準 (授業の方法等)

第8条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第15条において準用する**大学設置基準…第25条第2項**の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

○大学設置基準 (授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、**文部科学大臣が別に定めるところ**により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

○大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号） 【いわゆる「メディア告示」】

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果＜概要＞

（法科大学院教育におけるICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）平成29年2月

14

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、**地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保**
- **地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保**

〔法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）（抄）〕

第3 法科大学院 2 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目標に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要**

「教育効果要件」への適合性

- **教育効果要件とは**
「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
(専門職大学院設置基準第8条第2項)

- **教育効果要件を充足するために配慮すべき要件**

＜授業時間内＞

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くなるよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

＜授業時間外＞

- ・ ラーニング・マネジメント・システム（LMS）等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

＜学修支援全般＞

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

メディア告示への適合性

- **メディア告示とは**
多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したもの

＜サテライト方式＞

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態

- ⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

＜モバイル方式＞

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態

- ⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

＜オンデマンド方式＞

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態

- ⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

新型コロナウイルス感染症拡大前後の状況を比較

調査対象：募集継続校35校を集計

※令和2年度法科大学院関係状況調査のうち、法科大学院におけるICTの活用状況について各法科大学院からの回答を概要としてまとめたもの。

※注 新型コロナウイルス感染症拡大前：おおむね令和2年4月上旬まで
 新型コロナウイルス感染症対策中：おおむね令和2年4月中旬から5月下旬まで

(1) 同時双方向型による遠隔授業の実施

■新型コロナウイルス感染症拡大前

- ・いずれの科目群においても、約80%以上の法科大学院が実施していなかった。(28校～33校)
- ・他方、2校(筑波大学、駒澤大学)が同時双方向型による遠隔授業を本格的に実施していた。

■新型コロナウイルス感染症対策中

- ・いずれの科目群においても、約90%の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施。(31校～35校)

■ポストコロナ期においても、約30%以上の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施する予定。(11校～16校)

(2) オンデマンド型動画の配信・活用

■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、約50%以上の法科大学院がオンデマンド型授業を実施。(18校～25校)

また、欠席者用の補助教材、復習・予習用教材、授業中の教材として講義動画を配信する法科大学院も約60%以上あり。

補助教員による学修支援

令和2年度法科大学院関係状況調査より

16

○「補助教員」は、法令上明確な定義はなく、今回の調査においては、「法科大学院の研究指導、授業担当認定を受けておらず、授業補助、質問対応、相談対応、ゼミでの指導などを行う有給の者」と定義。

○学生や教員を除く、法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含み、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TAなど様々であり、授業の補助、学修・生活相談、課外ゼミ等の学修支援を実施する者として回答してもらった。

調査対象：募集継続校35校を集計

(1) 補助教員の活用

■約90%以上の法科大学院が補助教員を利用。(32校)

※その他の3校については、今回の定義にはあたらないものの、実態としては、助教や地域の弁護士会が主体となって学生の学修支援を実施している。

(2) 補助教員が行っていること(複数回答)

■授業の補助(12校)

■授業外における指導

- ゼミ等の実施(25校)
- 法律に関する質問対応(16校)
- 学習方法に関する相談対応(18校)
- 進路に関する相談対応(11校)
- その他(4校)

「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」より （文部科学省 平成30年度先導的・大学改革推進委託事業）

・創価大学法科大学院：

「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携。

・早稲田大学法科大学院：

修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2か月に1回程度法科大学院執行部との協議を実施。

・明治大学法科大学院：

正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置。

文部科学省 令和2年度法科大学院関係調査より

・筑波大学法科大学院：

教務委員会においてチューターゼミ担当の専任教員を配置し、監督指導。
補助教員によるゼミの科目、対象年次・学生、実施時期、実施方法について、予め実施要領の作成をする際に適宜連携検討を加えるほか、実施結果を提出させて、フィードバック。

・金沢大学法科大学院：

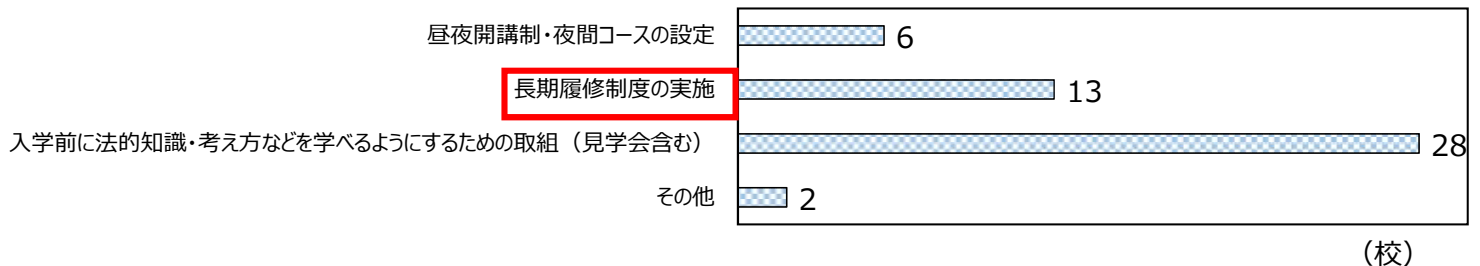
補助教員と担当教員の意見交換会を開催。

長期履修制度 令和2年度法科大学院関係状況調査より

働きながら学修できる環境の整備

調査対象：募集継続校35校を集計

■働きながら学修できる環境を整備し、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するために どのような方策を実施しているか。（複数回答可）

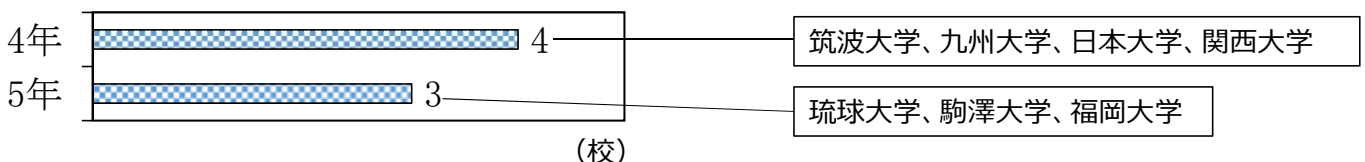


■実際に長期履修制度を活用している学生の状況。

該当学生の人数

合計43人（7校）

平均履修期間



各大学の長期履修制度の取組例

令和2年7月1日現在

○筑波大学

対象	未修者、既修者
履修年限	未修者3年を4年、既修者2年を3年 入学後に長期履修制度の適用を受ける余地もあり
履修方法	1年間に取得できる単位数は、標準年限の3年間に比べて、約4分の3に制限
授業料	標準年限の4分の3、 4年間でのトータルの授業料は、標準年限の3年間の場合と同じ額
申請時期	入学手続時、初年度修了時
申請の条件	仕事や介護等の事由（大学全体の要件）
在籍人数（うちR2入学）	25人(3名)
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

○琉球大学

対象	未修者・既修者（在学者も対象）
履修年限	事情に応じて4年間から6年間
履修方法	指導教員と相談しながら計画的に履修する
授業料	納入する授業料総額は標準3年間(既修者は2年間)分で良い
申請時期	入学手続時（やむを得ない場合は2月末）
申請の条件	職業を有する方 育児、出産又は長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な方 その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると認められた方
在籍人数（うちR2入学）	4名（0名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため、体調不良、出産・育児のため

○日本大学

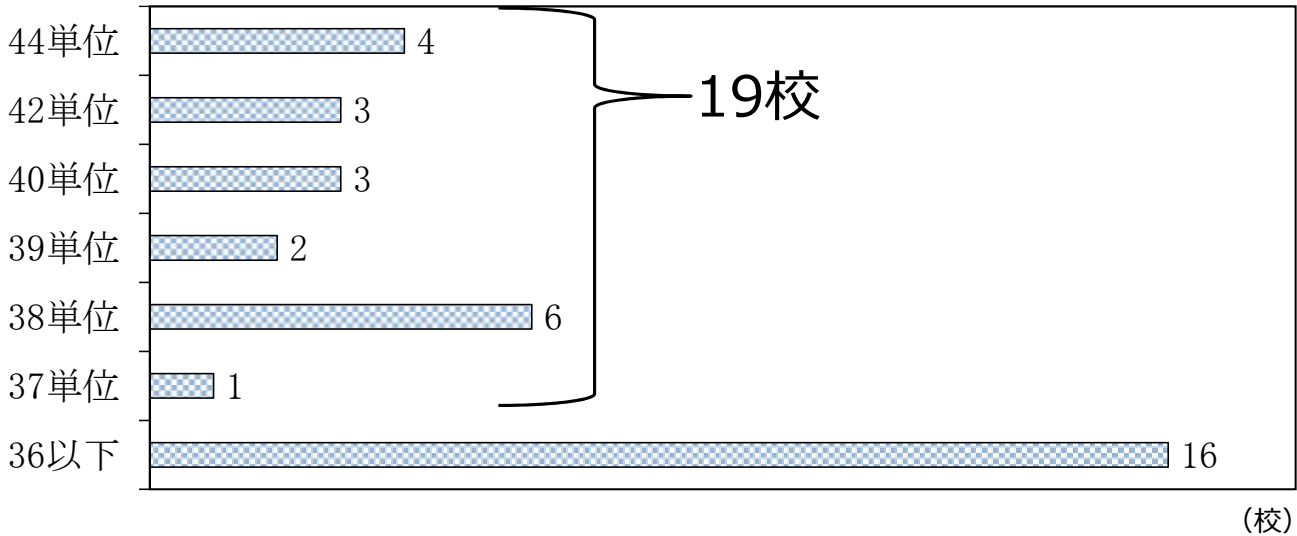
対象	未修者、既修者
履修年限	未修者 4 年、既修者 3 年
履修方法	1 年間に履修できる上限単位数は、 未修：通常（36/36/44）のところ、長期履修（28/28/28/32） 既修：通常（36/44）のところ、長期履修（28/28/32）
授業料	標準修了年限で支払う総額を、長期履修する年限で分割
申請時期	入学試験出願時及び入学手続時
申請の条件	特になし
在籍人数（うち R2 入学）	7 名（0 名）（未修 5 名/既修 2 名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

○関西大学

対象	未修者
履修年限	4 年間
履修方法	履修科目、履修制限単位、進級要件及び在学年限（6 年）は全て法学未修者コース標準コースと同じ条件 履修制限単位については、1 年目及び 2 年目は法学未修者コース標準コースの 1 年次の 2 分の 1、3 年目は法学未修者コース標準コースの 2 年次と同じ、4 年目は法学未修者コース標準コースの 3 年次と同じ条件
授業料	4 年間で支払う授業料は、標準コース 3 年分の授業料とほぼ同額
申請時期	入学手続時（11 月申請、12 月面談）
申請の条件	特になし
在籍人数（うち R2 入学）	1 名（1 名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

調査対象：募集継続校35校を集計

■未修1年次の履修登録単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大しているか。



(参考)「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」

(26文科高 第393号、平成26年8月11日)

- ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、4.4単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。
- ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。

共通到達度確認試験

- 共通到達度確認試験は、各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題※法科大学院で共通して学修することが必要な内容・水準を示すものとして2010年策定。
- ◆ 57校の484名の学生が受験(対象811名)

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、2年次学生(未修者・既修者)も対象)
- ◆ 60校の1,153名の学生が受験(対象3,139名)
- ◆ 受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集

【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の4科目を追加(2年次学生(未修者・既修者)が対象)
- ◆ 1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせて実施(科目:憲法・民法・刑法)

【第4回試行(H30.3.15)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 第3回試行試験の結果を踏まえ、1年次学生と2年次学生で共通の問題で実施(科目:憲法・民法・刑法)

【第5回試行(H31.3.14)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

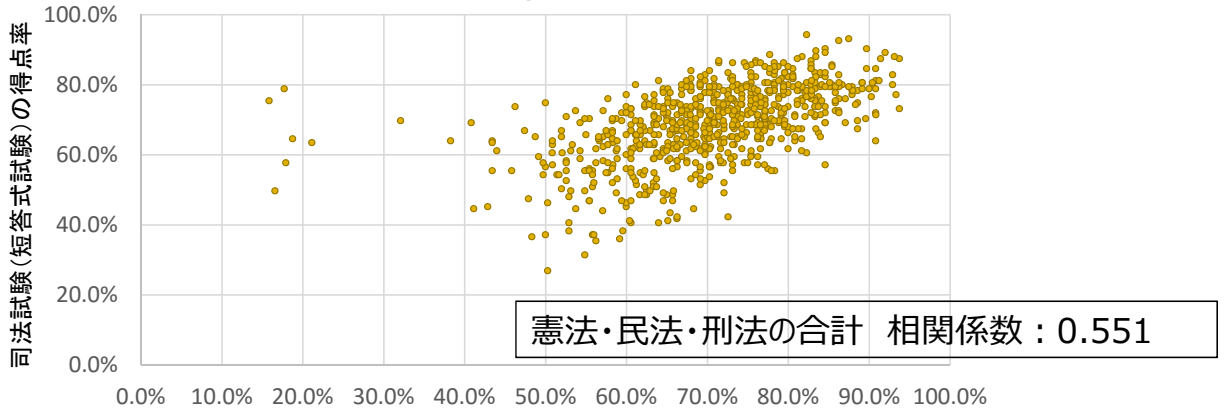
【第1回(R2.1.12)】本格実施

- ◆ 憲法・民法・刑法の3科目で実施
- ◆ すべての法科大学院の未修1年次生の受験が必須。進級判定に活用
- ◆ 参加大学数:37校(国公立大学:18校、私立大学:19校) 志願者数:687名 出席者数:603名(出席率:87.77%)

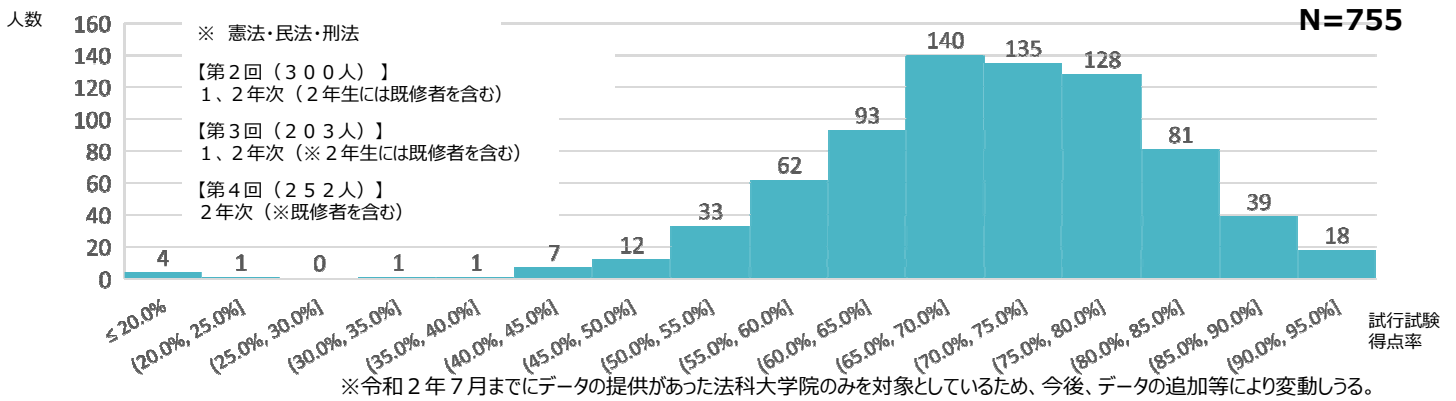
【第2回(R3.1.10)】

- ◆ 受験者数等については集計中(令和3年1月13日現在)
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響等により試験日における状況が各大学で異なることが予想されたため、オンラインでの実施も可とした

共通到達度確認試験試行試験結果と司法試験（短答式試験）結果の散布図
 (第2回～第4回 ※第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。)(平成29年・平成30年・令和元年 ※修了後1年目の受験に限る。)



共通到達度確認試験の得点率
 第2回～第4回共通到達度確認試験試行試験得点分布（全体）

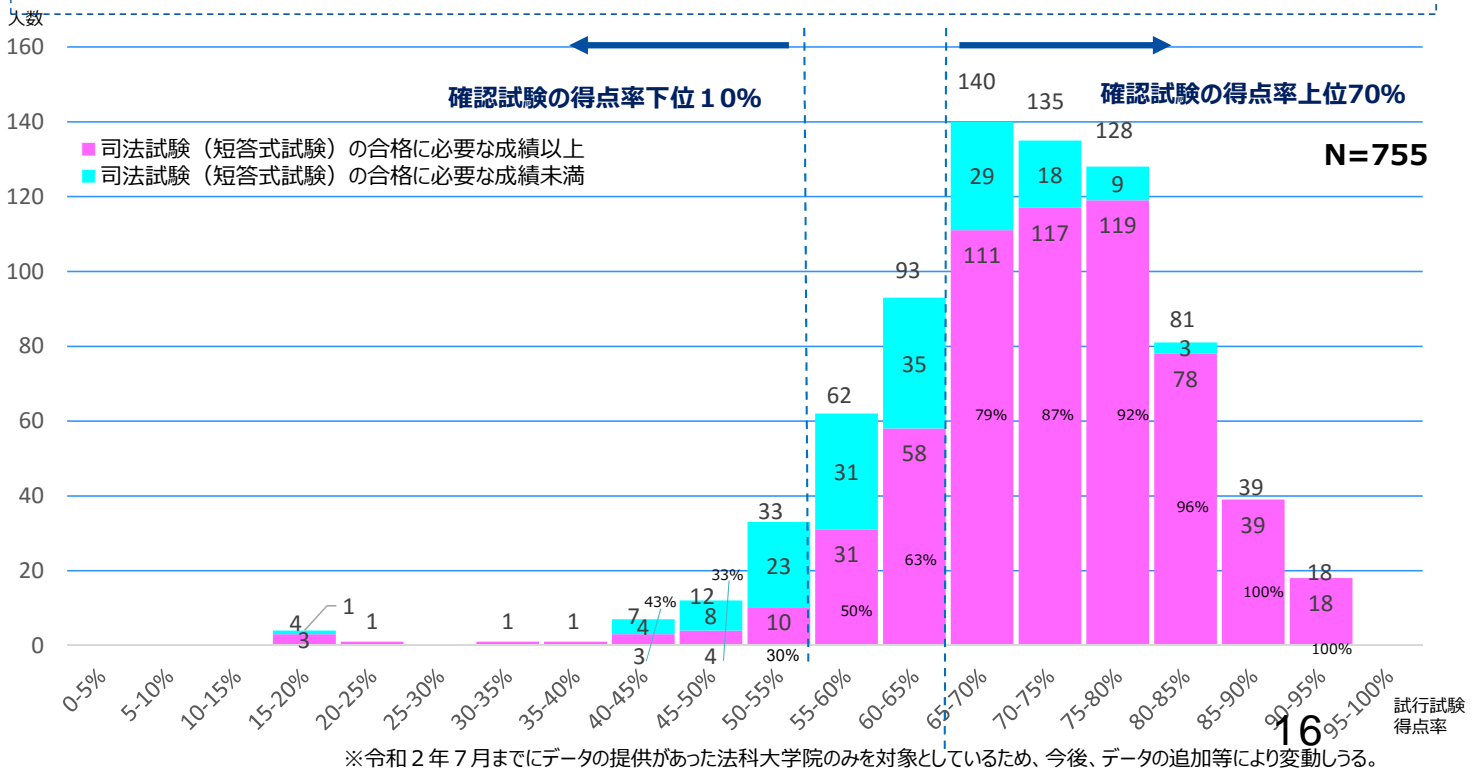


司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を基準とした分布

「第2回、第3回又は第4回共通到達度確認試験試行試験」(※1)を受け、かつ、平成29年度、平成30年度又は令和元年度の司法試験(※2)を受けた者を、各司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績(※3)を基準として、それ以上の者とそれ未満の者に分類してみると、傾向としては、

- 確認試験の得点率上位70%以上の層は、司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を得た者の率が約80%以上。
- 確認試験の得点率下位10%以下の層は、司法試験（短答式試験）の合格に必要な成績を得た者の率が約40%以下。

(※1)第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。(※2)修了後1年目の受験に限る。(※3)最低ライン点(40%点)に達していない科目がある者を含む。以下同様。



共通到達度確認試験の活用について

※令和元年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム調書より抜粋し、分類

1. 1年次から2年次への進級判定に活用している例

① 共通到達度確認試験の結果とGPAにより進級判定を行う例

■ 共通到達度確認試験の結果が受験生全体の得点下位〇%未満の者は進級できない。ただし、その場合も基本科目の成績が〇点以上の場合は進級できるが、翌年度の早期に担当教員に学習相談を行うこと。

■ 共通到達度確認試験の結果が全国上位〇%以内でなければ進級できない。ただし、その場合も当該学年におけるGPAが〇以上である者は進級することができる。

■ 共通到達度確認試験の全国平均点未満の者は進級できない。ただし、その場合も、一定のGPAを満たすこと、補習授業を受講し、終了時の試験において一定以上の得点を得た場合は進級することができる。

■ 1) GPAが〇以上の場合は進級を認めるが、共通到達度確認試験の結果が不良である場合には、個別指指導と経過観察を行う。

2) GPA△未満の場合は共通到達度確認試験の結果が良好でも、進級させない。

3) GPA△～〇の間の場合は、GPAと共通到達度確認試験の結果を相関的に考慮して進級を判定。

② 共通到達度確認試験の結果と面談等により進級判定を行う例

■ 1) GPAが△～〇であり、かつ、共通到達度確認試験の結果が一定水準に未達の者は進級を認め
た上で、面談等で、今後の学修に関して適切な指導を行う。

2) GPAが△未満であり、かつ、共通到達度確認試験の結果が一定水準に未達の者は、面談を実施し、2年次の学修に必要とされる到達度に達しているか否かを判定した上で、進級の可否を判断する。

■ 共通到達度確認試験で△%以上の正答率を得られなかった場合は、学内の学修システムに搭載された同試験の該当科目を受験し、〇%以上の正答率を得ることを進級要件とする。

③ 共通到達度確認試験の結果を特定科目の単位認定に活用する例

■ 共通到達度確認試験の結果が不振であった者は、当該科目の担当教員が試験結果を分析した上で、本人に対して学修指導を行う。この学修指導では十分な成果が上がらないと判断された場合、期末試験の成績等では進級が認められている者であっても1年次の当該科目を再度受講させる措置をとる。

■ 学内の基準により進級判定を実施するものの、共通到達度確認試験の成績が一定の水準に達しなかった科目については、必修科目の「可」を「不可」と読み替えて進級の可否を判断。

2. その他の活用

- 学生及び教員が、共通到達度確認試験を日常の学修において活用することができるよう、過去問・解答・解説等を載せる学内の情報共有システム等を構築中。
- 試験後に、学生に対して共通到達度確認試験の内容を解説する機会を設けて、確実な理解の定着を図る。
- 共通到達度確認試験の結果を分析した上で、FD 懇談会などを通じて教員間で共有し、教材開発や各担当科目の授業内容に反映させている。
- 共通到達度確認試験の結果から未修者の傾向などを検証し、それを克服するために、2年次進級前に、グループ学習支援を行い、勉学の支援を行う。
- 単位互換など行っている他の法科大学院の学生の結果と比較・分析し、連携による効果や改善点などを検討。
- 2年次から3年次への進級要件にも活用する予定。

H30修了者

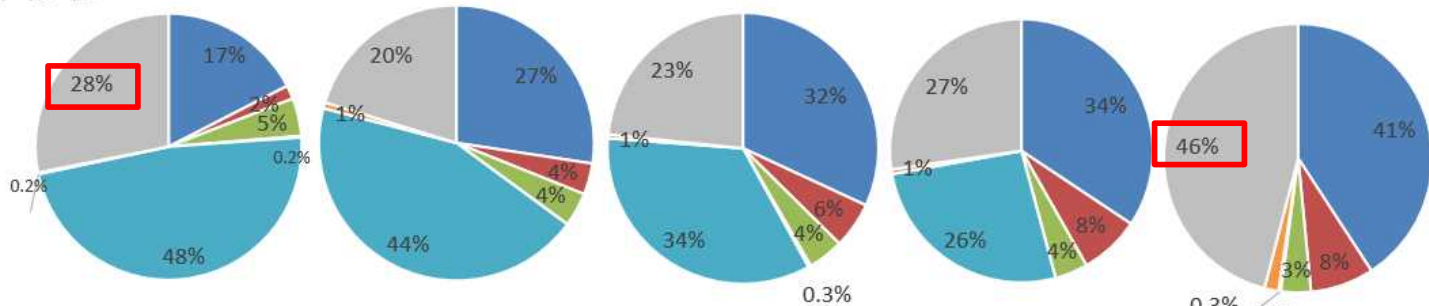
H29

H28

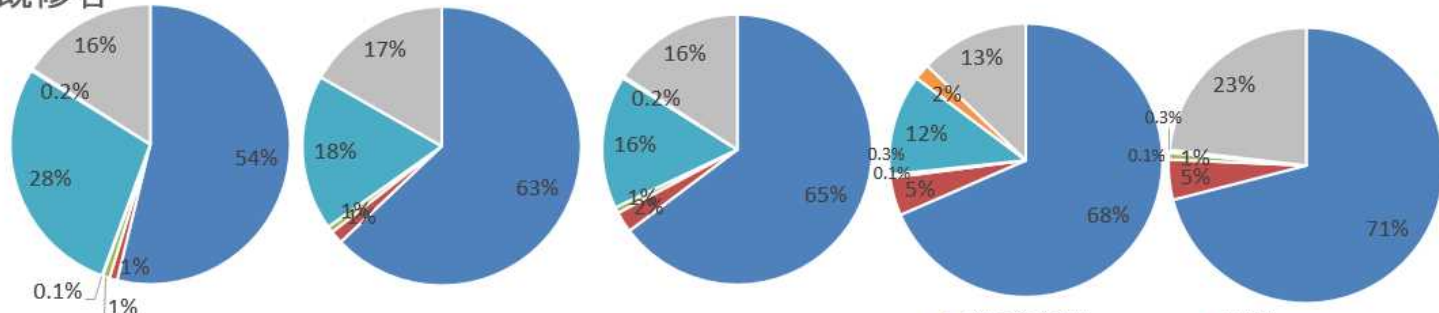
H27

H26

未修者



既修者



- 司法試験合格
- 就職
- 前職と同じ又は継続
- 司法試験受験勉強中
- 不明

・「司法試験合格」以外の「就職」「前職と同じ又は継続」の割合は低い
(比較すると、未修者のほうが高い)

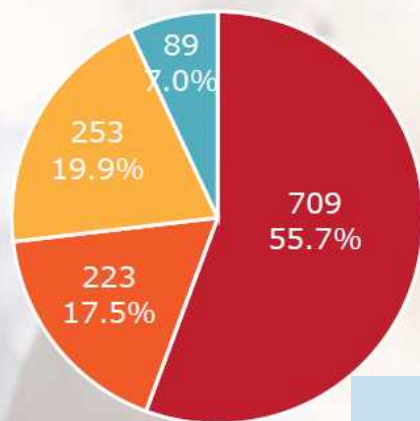
・未修者は約4分の1が修了後5年目まで司法試験受験勉強を継続

・修了後の進路をきちんと把握できていない状況にある

令和元年度文部科学省法科大学院調査より

修了生の就業先業種

▼修了生の就業先業種

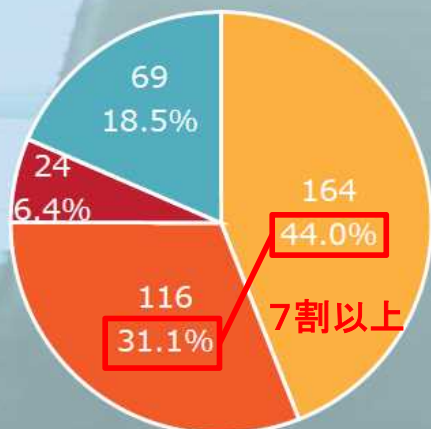


公的機関や企業など
新たな活動領域へ

- 法律事務所
- 公的機関
- 民間企業
- その他

(有効回答数 1,274)

◀法曹資格を有しない 修了生の就業先業種



- 民間企業
- 公的機関
- 法律事務所
- その他

(有効回答数 373)

選択肢	今回	第10次	第9次	第8次
法務業務経験者を中途採用する	46.8%	47.5%	41.9%	18.4%
他部門から異動させる	38.4%	45.9%	47.5%	54.2%
新卒（大学、大学院）または勤務経験のない既卒を採用する	31.7%	39.1%	47.5%	46.3%
法科大学院修了者を弁護士資格が無くても採用する	24.4%	8.8%	—	—
法律事務所での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用する	12.5%	—	—	—
司法修習を終えた直後の弁護士を採用する	10.7%	5.3%		
企業や行政機関での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用する	6.6%	—		
海外弁護士資格のある者を採用する	4.7%	3.4%		
法律事務所での実務経験と企業での就業経験双方を持つ弁護士（国内資格）を採用する	4.5%	—		
※実務経験のある国内弁護士資格を採用する	13.6%	4.8%		
※弁護士資格（国内・海外）のある者を採用する	19.0%	9.7%	15.2%	2.3%
グループ会社の法務部門等から出向者を配属させる	6.1%	6.5%	5.2%	5.9%
法務分野以外の業務経験者を中途採用する	4.7%	4.4%	—	—
特に方針はない	19.9%	16.6%	12.1%	17.7%
無回答・その他	4.2%	4.1%	4.5%	3.3%

小島武司/米田憲市監修、経営法友会/法務部門実態調査検討委員会『別冊NBL/No.160 会社法務部【第11次】実態調査の分析報告』（商事法務、2016年、107頁）

第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 審議経過**第 92 回 令和元年 6 月 27 日（木） 10 :00 – 12 :00**

- 1.座長の選任等について
- 2.法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律及び第 10 期の審議事項について
- 3.法科大学院教育の充実及び法科大学院と法学部等との連携の在り方について

第 93 回 令和元年 7 月 26 日（金） 14:00 – 16:00

- 1.法科大学院教育の充実、法曹養成連携協定の認定要件及び認証評価の重点化について

第 94 回 令和元年 9 月 10 日（火） 10 :00 – 12 :00

- 1.法曹養成連携協定の文部科学大臣の認定に関する省令、専門職大学院設置基準及び認証評価に関する省令について
- 2.法学未修者教育の充実について

第 95 回 令和 2 年 1 月 31 日（金） 10 :00 – 12 :00

- 1.法科大学院教育等に関する動向について
- 2.法学未修者教育の充実と共通到達度確認試験について
- 3.認証評価の改善・充実について
- 4.KPI の設定について

第 96 回 令和 2 年 5 月 15 日（金） 10 :00 – 12 :00

- 1.コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について
- 2.認証評価の充実の方向性について
- 3.定量的な数値目標（KPI）の設定について
- 4.在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例について
- 5.法学未修者教育の充実について（7つの論点の提示）

第 97 回 令和 2 年 7 月 7 日（火） 17:00 – 19:00

- 1.コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について
- 2.法学未修者教育の充実について（「未修者コース改革案」の提案：酒井委員）

第 98 回 令和 2 年 9 月 9 日（水） 10 :00 – 12 :00

- 1.法学未修者教育の充実について（共通到達度確認試験の実施体制に関する発表：共通到達度確認試験管理委員会事務局）

第 99 回 令和 2 年 10 月 22 日 (木) 15 :00 – 17 :00

1. 法学未修者教育の充実について (導入講座動画サンプルの提案 : 酒井委員)

第 100 回 令和 2 年 12 月 8 日 (火) 13:00 – 15 :00

1. 法学未修者教育の充実について (社会人の学修に関する発表 : 筑波大学、学ぶ側の視点に関する発表 : 日弁連法務研究財団)
2. 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について

第 101 回 令和 3 年 1 月 18 日 (月) 10 :00 – 12 :00

- (予定) 法学未修者教育の充実について

第 102 回 令和 3 年 2 月 3 日 (水) 10 :00 – 12 :00

- (予定) 第 10 期における議論のまとめ (案) のとりまとめ

第10期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

②8

委員：平成31年2月15日発令
臨時委員：平成31年4月1日発令
専門委員：令和元年6月4日発令

(委員)

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員)

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員)

(令和2年10月22日発令) 一 場 康 宏 司法研修所事務局長
井 上 由 理 日本ペイントホールディングス株式会社執行役最高法務責任者
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授
(令和2年9月9日発令) 片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
菊 間 千 乃 弁護士
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江 東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭 弁護士
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授
(令和2年7月3日発令) 富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授
座長代理 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介 弁護士
(令和2年1月31日発令) 丸 山 嘉 代 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子 大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫 早稲田大学大学院法務研究科教授
座長 山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

令和2年10月22日現在

(令和2年7月2日まで) 大 沢 陽 一 郎 読売新聞東京本社論説副委員長
(令和2年10月22日まで) 染 谷 武 宣 司法研修所事務局長
(令和2年1月30日まで) 福 原 道 雄 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長